

役員選出規程

2005年9月20日 制定
2009年11月14日 改定
2012年1月1日 再制定
2012年11月10日 改定

(選挙管理委員会)

第1条 会長は、委員長と若干の委員で構成される選挙管理委員会を設置し、当該委員会は美味技術学会会則（以下「会則」という。）第5条に係る選挙事務の運営に当たる。

2. 選挙管理委員会は、役員選挙資格者及び被選挙資格者を決定し、選挙に関する事務を行う。

(2) 発送が期日に遅れたことが郵便消印によって認められるもの

(役員決定)

第7条 役員決定については、得票数の多いものから順次当選者とし、得票数が等しい場合は、年長順とする。

(役員選挙資格と被選挙資格)

第2条 役員選挙資格者(有権者)及び被選挙資格者は、前年度の会費を完納した正会員、今年度の入会員及び法人会員(法人会員から届出を行った登録正会員)とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者及び被選挙資格者とししない。

(会長、副会長、代表幹事及び監事の選出方法)

第8条 会長の選出は、選挙によって選出された役員単記無記名投票を行い、得票数の上位3名を会長候補者とし、候補者の互選によって決定する。得票数が同数の場合、年長者を上位とする。

2. 監事の選出は、選挙によって選出された役員2名連記による無記名投票とし、上位2名を監事とする。得票数が同数の場合は、年長順とする。

3. 会長と監事の双方の候補者になった場合は、本人の選択によっていずれかに定める。それによって生じる欠員は、次点者をもって充てる。

4. 会長は、役員の中から副会長及び代表幹事を推薦し、役員会の承認を得る。

(役員構成と定数)

第3条 役員構成と定数は、会則第4条第1項の定めるところによる。

2. 役員定数は、選挙ごとに役員会で定める。なお、選挙によって選出される役員以外に、必要に応じ次期会長推薦の役員枠を若干名設ける。

(役員候補者の推薦)

第4条 役員会は次期役員候補者を推薦する、推薦候補者の数は、役員定数の1.5~2倍とする。

(役員選出結果の報告及び承認)

第9条 選挙管理委員長は、役員選出結果を総会に報告する。

2. 役員選出結果については、総会において承認を得る。

(役員選出方法)

第5条 役員選挙は、役員選挙資格者の郵便による無記名投票とし、定数の半数以上から定数までの氏名を投票用紙に記入するものとする。ただし、定数が奇数の場合は、端数を切り上げた数を半数とする。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、役員会の議決により行い、学会誌に公示する。

(無効投票)

第6条 次の投票は無効とする。

(1) 有効に記入された氏数の数が本規程に合致しないもの

附 則

本規程は、従来の「美味技術研究会 役員選出規程」を会名改称に伴い再制定したものであり、2012年1月1日より施行する。